

議案第 57 号

狭山市立学童保育室条例の一部を改正する条例

狭山市立学童保育室条例（昭和 47 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表狭山市立入間野小第二学童保育室の項の次に次のように加える。

狭山市立入間野小第三学童保育室	狭山市大字北入曾 980 番地	25 人
-----------------	-----------------	------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立入間野小第一学童保育室及び狭山市立入間野小第二学童保育室の待機児童の解消を図るため、新たに狭山市立入間野小第三学童保育室を設置したいので、この案を提出するものである。